

令和 7 年度第 1 回教育委員会定例会 議事日程及び議案等

令和 7 年 4 月 2 4 日（木）

1 6 時 0 0 分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和7年4月24日（木）16時00分

女性第一・第二研修室

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開予定（案）

- 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕
- 定第 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
- 定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解職及び委嘱について〕
- 定第 5 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解職及び委嘱について〕
- 定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について〕
- 定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解職又は解任及び委嘱又は任命について〕
- 定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
- 報告事項(1) 新1年生見学パスポートについて
- 報告事項(2) 令和6年度市立高等学校活性化委員会における意見の集約について
- 報告事項(3) 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の公表について
- 報告事項(5) 少年自然の家の食堂における食事代の改定について

非公開予定（案）

- 定第 9 号議案 市立学校における詳細調査の件
- 定第10号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
- 定第11号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件（桜島学校新築本体その他工事）
- 定第12号議案 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
- 報告事項(4) 市立学校におけるいじめの重大事態の発生について

定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

6 その他

7 閉 会

定第1号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和7年3月31日付
前田 浩二 （前：武中学校長）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和7年4月15日付
平田 睦 （吉田南中学校長）

〔任 期〕 令和7年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 図書館法施行規則（抜粋）

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

4 鹿児島市図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）

第8条 図書館に法第14条第1項の規定に基づき、鹿児島市図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 略す

鹿児島市図書館協議会委員名簿（案）

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学校教育関係者	松 久 保 鉄 也	明和小学校長
	平 田 睦 （前：前田 浩二）	吉田南中学校長 （前：武中学校長）
	青 木 明 世	鹿児島商業高等学校教諭
社会教育関係者	坂 口 拓	鹿児島商工会議所 青年部
	原 田 加 代 子	鴨池公民館運営審議会委員
家庭教育関係者	上 村 宏 明	市PTA連合会副会長
	榎 園 早 百 合	紙芝居の会 桜の樹代表
学 識 経 験 者	岩 下 雅 子	鹿児島国際大学非常勤講師
	佐 藤 宏 之	鹿児島大学 法文教育学域教育学系准教授
	金 子 満	鹿児島大学 法文教育学域法文学系准教授

〔任 期〕 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和7年4月15日から令和7年6月30日まで（前任者の残任期間）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

定第3号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和7年3月31日付
池田 浩 （前：和田小学校長）
元野 弘 （前：鴨池中学校長）
塘 正平 （前：市民局市民文化部市民課長）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和7年4月1日付
中村 武司 （中山小学校長）
山下 久美子 （皇徳寺中学校長）
瀬戸口 満 （市民局市民文化部市民課長）

〔任 期〕 令和7年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立小中学校区審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 市立小中学校の校区について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鹿児島市立小中学校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、鹿児島市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、鹿児島市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の校区の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を委員会に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

（1）学識経験者

（2）小学校及び中学校のPTAを代表する者

（3）小学校長及び中学校長

（4）市長部局の職員

（5）その他委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市立小中学校区審議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学 識 経 験 者	元 村 美 起 子	市地域婦人会連絡協議会書記
	坂 尾 加 代 子	市あいご会連合会監事
	池 田 俊 彦	鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長
	西 ゆ う 子	鹿児島家庭裁判所調停委員
	有 倉 巳 幸	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授
	濱 沖 敢 太 郎	鹿児島大学法文教育学域教育学系講師
小 ・ 中 学 校 P T A 代 表	田 淵 千 春	市PTA連合会副会長
	川 添 啓 子	市PTA連合会副会長
小 学 校 中 長	中 村 武 司 (前:池田 浩)	中山小学校長 (前:和田小学校長)
	山 下 久 美 子 (前:元野 弘)	皇徳寺中学校長 (前:鴨池中学校長)
市長部局職員	瀬 戸 口 満 (前:塘 正平)	市民局市民文化部市民課長
	上 野 仁 志	建設局都市計画部土地利用調整課長

〔任 期〕 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

※網掛けの小・中学校長、市長部局職員の委員の任期は、
令和7年4月1日から令和7年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

定第4号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和7年3月31日付
山田 良枝 （前：県立武岡台特別支援学校教諭）

〔理 由〕 定年退職に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和7年4月1日付
榎本 博 （県立武岡台特別支援学校教諭）

〔任 期〕 令和7年4月30日まで

〔理 由〕 欠員に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市特別支援教育審議会条例（抜

（設置）

第1条 障害等により特別な支援を必要とする幼児及び児童生徒（以下「児童等」という。）の適切な就学を図るとともに、就学後の一貫した支援について助言を行うため、鹿児島市特別支援教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、特別な支援を必要とする児童等の教育に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

鹿児島市特別支援教育審議会委員名簿（案）

構 成	氏 名	所 属・職 名
学 識 経 験 者	楠 生 亮	鹿児島市立病院感染制御部長
	橋 口 知	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授
	島 義 弘	鹿児島大学法文教育学域教育学系准教授
	餅 原 尚 子	鹿児島純心大学大学院人間科学研究科教授
	福 田 雅 紀	辻ヶ丘幼稚園長
小 ・ 中 学 校 長	内 薊 博 之	向陽小学校長
	益 満 裕 美	星峯中学校長
特別支援学級担任	児 島 佳 子	鹿児島玉龍中学校教諭
	川 尻 友 美	桜丘中学校教諭
	溝 上 茂 樹	原良小学校教諭
特 別 支 援 学 校	堀之内 恵司	県立鹿児島特別支援学校長
	鳥 居 睦 代	県立鹿児島聾学校教諭
	榎 本 博 (前：山田 良枝)	県立武岡台特別支援学校教諭 (前：県立武岡台特別支援学校教諭)
相 談 機 関	山 口 恭 史	県こども総合療育センター支援部長
福 祉 施 設	水 流 かおる	社会福祉法人落穂会 障害者支援施設あさひが丘統括副施設長

〔任期〕 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和7年4月1日から令和8年4月30日まで（前任者の残任期間）

〔理由〕 令和7年4月1日付け 定年退職に伴う解職に伴い、新たに委嘱するもの

〔女性委員の割合〕 40.0%

代決処分の承認を求める件

鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和7年3月31日付
日高 京美 （前：市小学校長代表）
阿多 威文 （前：市立高等学校長代表）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔解 嘱〕 令和7年3月31日付
内 真奈美 （前：市中学校長代表）

〔理 由〕 市中学校長会担当変更に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和7年4月1日付
下屋敷 由貴子（市小学校長代表）
川上 隆博 （市立高等学校長代表）

〔任 期〕 令和7年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

〔委 嘱〕 令和7年4月1日付
肥後 昭文 （市中学校長代表）

〔任 期〕 令和7年6月30日まで

〔理 由〕 市校長会担当変更に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急やむを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 鹿児島市社会教育委員条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

鹿児島市社会教育委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学 校 教 育 関 係 者	小 磯 誠	市私立幼稚園協会 理事（すみれ幼稚園長）
	下 屋 敷 由 貴 子 （前：日高 京美）	市小学校長代表（西紫原小学校長） 【前：小学校長代表（中郡小学校）】
	肥 後 昭 文 （前：内 真奈美）	市中学校長代表（紫原中学校長） 【前：市中学校長代表（緑丘中学校）】
	川 上 隆 博 （前：阿多 威文）	市立高等学校長代表（鹿児島玉龍高等学校） 【前：市立高等学校長代表（鹿児島玉龍高等学校）】
社 会 教 育 関 係 者	須 部 貴 之	のきさき市鹿児島騎射場主宰 （KISYABAREE代表）
	郡 山 裕 子	地域学校協働活動吉野・牟礼岡本部 地域学校協働活動推進員
	柿 元 ま り 子	市あいご会連合会 副会長
	仮 屋 慶 一	JICA九州センター デスク鹿児島 国際協力推進員
	元 村 美 起 子	市地域婦人会連絡協議会 書記
	原 田 美 鈴	鹿児島市生活学校運動連絡会 会長
家 庭 教 育 関 係 者	川 添 啓 子	市PTA連合会 副会長
	田 實 澄 恵	マラカスの会 代表
	有 馬 尚 美	てんまち文庫 代表
	亀 井 愛 子	喜入子育てコミュニティKADAN 会長
学 経 験 識 者	尾 ノ 上 優 二	市社会福祉協議会 常務理事
	中 村 一 則	県教職員組合鹿児島地区 支部長
	森 木 朋 佳	鹿児島純心女子短期大学生活学科 准教授
	農 中 至	鹿児島大学法文教育学域法文学系法文学部 准教授
	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部 准教授
	平 川 順 一 朗	南日本新聞社 編集局長

〔任 期〕 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和7年4月1日から令和7年6月30日まで（前任者の残任期間）

〔理 由〕 人事異動満了に伴う解職及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

代決処分の承認を求める件

鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕

令和7年3月31日付

原 口 雅 也	(前：大龍小学校長)
日 高 京 美	(前：中郡小学校長)
界 敏 則	(前：原良小学校長)
伊 東 智 志	(前：錫山小・中学校長)
吉 峯 進	(前：西谷山小学校長)
古 石 美 紀	(前：吉野小学校教頭)
堀之内 尚史	(前：伊敷小学校長)
杉 木 正 一 郎	(前：武小学校長)
吉 松 公 一	(前：牟礼岡小学校長)
鮫 島 讓	(前：吉田北中学校長)
山 里 浩 美	(前：花尾小学校長)

〔理 由〕

人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕

令和7年4月1日付

中 村 智 子	(大龍小学校長)
濱 崎 忠 雄	(中郡小学校長)
新 屋 公 彦	(原良小学校長)
桑 原 千 恵 子	(鈴山小・中学校長)
坂 之 上 辰 志	(谷山小学校長)
東 幸 枝	(吉野東小学校教頭)
当 房 孝 子	(伊敷小学校長)

西國原 学	(武小学校長)
野口 貴弘	(本名小学校長)
平 田 睦	(吉田南中学校長)
星山 由美子	(南方小学校教頭)

〔任 期〕 令和7年5月31日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法（抜粋）

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 鹿児島市公民館条例（抜粋）

（審議会の設置）

第11条 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第12条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第13条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第14条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市公民館運営審議会員名簿(案)

	構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
中 央 公 民 館 9 人	学校教育関係者	中 村 智 子 (前：原口 雅也)	大龍小学校長 (前：大龍小学校長)
		岩 脇 勝 広	甲南中学校長
	社会教育関係者	宇 都 大 作	市芸術文化協会理事
		中 村 智 貴	城南校区まちづくり協議会きぼう部会長
		足 立 一 代	坂元台校区スポーツ推進委員
	家庭教育関係者	益 山 佳 奈 子	坂元校区家庭教育関係者代表
		伊 藤 ユ リ	山下校区家庭教育関係者代表
		徳 永 信 代	清水地区民生委員・児童委員
	学 識 経 験 者	新 原 市 郎	松原地域コミュニティ協議会長
鴨 池 公 民 館 9 人	学校教育関係者	濱 崎 忠 雄 (前：日高 京美)	中郡小学校長 (前：中郡小学校長)
		松 本 遵	西紫原中学校長
	社会教育関係者	出 水 沢 真 由 美	宇宿校区コミュニティ協議会事務局職員
		原 田 加 代 子	向陽校区まちづくり協議会事務局職員
		福 司 山 美 穂 子	紫原校区まちづくり協議会社会教育部長
	家庭教育関係者	中 崎 啓 文	鴨池小学校PTA会長
		大 脇 麻 記 子	荒田校区コミュニティ協議会家庭教育代表
		有 村 絹 子	八幡地区民生委員・児童委員
	学 識 経 験 者	小 城 和 臣	南校区コミュニティ協議会長

城西公民館 7人	学校教育関係者	新 屋 公 彦 (前：界 敏則)	原良小学校長 (前：原良小学校長)
		森 園 守	明和中学校長
	社会教育関係者	三 橋 雪 子	自主学习グループ連絡会会計
	家庭教育関係者	松 永 久 子	草牟田地区民生委員
		豊 平 ル ミ 子	西田地区主任児童委員
		福 元 直 子	明和地区主任児童委員
	学 識 経 験 者	高 崎 良 一	元西田小学校長
谷山市民会館 9人	学校教育関係者	桑 原 千 恵 子 (前：伊東 智志)	錫山小・中学校長 (前：錫山小・中学校長)
		坂 之 上 辰 志 (前：吉峯 進)	谷山小学校長 (前：西谷山小学校長)
	社会教育関係者	鬼 丸 の り 子	谷山地域各流連合華道連絡会会員
		中 脇 公 英	東谷山校区スポーツ推進委員
		間 世 田 吉 宣	福平コミュニティ協議会副会長
	家庭教育関係者	野 田 百 合 子	谷山校区女性学級長
		熊 澤 佳 子	錦江台小学校学校評議員
		柿 元 ま り 子	和田校区あいご協議会長
	学 識 経 験 者	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授
吉野公民館 6人	学校教育関係者	東 幸 枝 (前：古石 美紀)	吉野東小学校教頭 (前：吉野小学校教頭)
	社会教育関係者	長 野 俊 之	吉野東まちづくり協議会事務局長
	家庭教育関係者	栗 田 誠 一	スポーツ推進委員協議会会長
		村 山 ミ ュ キ	大明丘地区民生委員・児童委員
		山 内 奈 子	吉野東中学校PTA副会長
	学 識 経 験 者	中 馬 道 則	元中洲小学校長

伊 敷 公 民 館 7 人	学校教育関係者	当 房 孝 子 (前：堀之内 尚史)	伊敷小学校長 (前：伊敷小学校長)
		内 真 奈 美	緑丘中学校長
	社会教育関係者	岩 下 ひ ろ み	花野校区コミュニティ協議会事務局職員
		増 田 恵 津 子	玉江校区コミュニティ協議会事務局職員
		井 出 俊 郎	伊敷台校区夢の里まちづくり協議会青少年育成部長
	家庭教育関係者	宮 下 未 来	犬迫児童クラブ会長
	学 識 経 験 者	福 山 久	前小山田校区まちづくり協議会会長
武 ・ 田 上 公 民 館 7 人	学校教育関係者	西 國 原 学 (前：杉木 正一郎)	武小学校長 (前：武小学校長)
		山 下 信 久	西陵中学校長
	社会教育関係者	本 山 恵 子	武・田上地域女性団体連絡会会長
		三 枝 直 美	武・田上地域スポーツ推進委員協議会副会長
		田 中 の り 子	武岡コミュニティ協議会社会教育部会長
	家庭教育関係者	平 原 庸 子	広木地区民生委員・児童委員協議会会長
	学 識 経 験 者	今 別 府 勉	元山田小学校長
東 桜 島 公 民 館 4 人	学校教育関係者	角 和 重	東桜島中学校長
	社会教育関係者	松 元 千 代 子	黒神校区女性学級長
	家庭教育関係者	中 村 美 江 子	東桜島校区あいご会役員
	学 識 経 験 者	岩 元 益 男	改新地域コミュニティ協議会会長
吉 田 公 民 館 6 人	学校教育関係者	野 口 貴 弘 (前：吉松 公一)	本名小学校長 (前：牟礼岡小学校長)
		平 田 睦 (前：鮫島 譲)	吉田南中学校長 (前：吉田北中学校長)
	社会教育関係者	北 園 順 子	宮校区あいご主事
		山 王 芳 子	自主学习グループ連絡会副会長
	家庭教育関係者	北 園 綾	本名小学校PTA副会長
	学 識 経 験 者	原 田 美 鈴	鹿児島市生活学校運動連絡会長

桜島公民館 6人	学校教育関係者	寺 田 あ ゆ み	桜島中学校教諭
	社会教育関係者	田 中 江 利 子	桜峰校区コミュニティ協議会事務局書記・会計
		山 下 彰 太	桜洲赤水地区前体育部長
		大 村 瑛	桜峰校区コミュニティ協議会イベント部会長 (NPO法人桜島ミュージアム)
	家庭教育関係者	濱 田 江 美	桜洲小親子読書会さくらんぼ元代表
	学 識 経 験 者	林 康 裕	社会福祉協議会桜島支部長
喜入公民館 6人	学校教育関係者	岡 元 次 郎	喜入中学校長
		前 田 久 之	中名小学校教頭
	社会教育関係者	有 村 節 子	前之浜校区女性学級長
		中 村 浩 美	自主学習グループ連絡会会長
	家庭教育関係者	宮 原 真 弓	生見保育園長
	学 識 経 験 者	春 田 博 明	喜入校区まちづくり協議会長
松元公民館 6人	学校教育関係者	五 反 田 晴 夫	松元中学校長
	社会教育関係者	田 實 澄 恵	県PTA連合会副会長
		大 迫 ま ど か	松元校区まちづくり協議会事務局職員
	家庭教育関係者	神 園 裕 理 香	東昌児童クラブ支援員
		坂 上 竜 次	社会福祉法人みらい育心会理事長 (NPO法人たけのこキッズ理事長)
	学 識 経 験 者	川 原 正 一	教育カウンセラー
郡山公民館 6人	学校教育関係者	星 山 由 美 子 (前：山里 浩美)	南方小学校教頭 (前：花尾小学校長)
	社会教育関係者	山 下 久 代	ひとつ葉劇団こいやま会員
		愛 甲 悦 子	自主学習グループ連絡協議会長
	家庭教育関係者	貴 島 直 子	花尾地域家庭教育関係者代表
		安 樂 進 一 郎	郡山地域コミュニティ協議会長
	学 識 経 験 者	中 村 哲	自主学習グループ講師

谷 山 北 公 民 館 8 人	学校教育関係者	田 中 省 一	桜丘西小学校長
		山 下 久 美 子	皇徳寺中学校長
	社会教育関係者	堂 満 弘 光	中山校区まちづくり協議会長
		米 森 玲 子	公民館講座講師
		小 野 伸 子	自主学习グループ連絡会副会長
		吉 永 ま ゆ み	読書グループ「こだま」代表
	家庭教育関係者	大 保 辰 美	つばき幼稚園理事長
	学 識 経 験 者	小 倉 敏 郎	元谷山北公民館長

【計96人】

〔任 期〕 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

※網掛けの委員の任期は、令和7年4月1日から令和7年5月31日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動満了に伴う解職及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 59.6%

定第7号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解職又は解任及び委嘱又は任命について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年4月24日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解嘱又は解任〕 令和7年3月31日付

山下 久美子（前：皇徳寺中学校長）

鶴田 紋太郎（前：教育委員会事務局教育部学務課長）

西國原 学（前：教育委員会事務局教育部生涯学習課長）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱又は解任

〔委嘱又は任命〕 令和7年4月1日付

田中 準章（吉野東中学校長）

山元 卓也（教育委員会事務局教育部学務課長）

中村 一成（教育委員会事務局教育部生涯学習課長）

〔任 期〕 令和7年4月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱又は任命

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立少年自然の家条例（抜粋）

（協議会）

第11条 少年自然の家の適正な運営を図るため、鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、少年自然の家の運営について協議する。

3 協議会は、20人以内の委員で組織し、その委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

5 協議会の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 略す

3 鹿児島市立少年自然の家条例施行規則（抜粋）

（協議会の委員）

第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 小・中学校及び高等学校を代表する者

(2) 教職員団体を代表する者

(3) 社会教育関係団体を代表する者

(4) 学識経験者

(5) 教育委員会事務局職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
小・中・高等 学 校 代 表	中 村 宗 義	和田小学校長 (前：坂元小学校長)
	田 中 準 章 (前：山下 久美子)	吉野東中学校長 (前：皇徳寺中学校長)
	堀 之 内 尚 郎	鹿児島商業高等学校長
教 職 員 団 体 代 表	前 田 庸 介	県教職員組合鹿児島地区支部書記長
社 会 教 育 関 係 団 体 代 表	川 添 啓 子	市PTA連合会副会長
	井 出 俊 郎	市スポーツ少年団指導者協議会会長
	佐 藤 秀 子	ボーイスカウト鹿児島第2団委員長
	盛 山 治 美	ガールスカウト鹿児島県第7団年長部門リーダー
	南 静 乃	市あいご会連合会監事
	東 靖 子	市保育園協会理事
学 識 経 験 者	浜 崎 眞 美	鹿児島女子短期大学教授
	福 満 博 隆	鹿児島大学総合科学域総合教育学系准教授
教 育 委 員 会 事 務 局 職 員	山 元 卓 也 (前：鶴田 紋太郎)	教育委員会事務局教育部学務課長 (前：教育委員会事務局教育部学務課長)
	竹 下 直 大	教育委員会事務局教育部学校教育課長
	中 村 一 成 (前：西國原 学)	教育委員会事務局教育部生涯学習課長 (前：教育委員会事務局教育部生涯学習課長)
	吉 元 利 裕	教育委員会事務局教育部児童生徒支援課長 (前：教育委員会事務局教育部青少年課長)

〔任 期〕 令和7年4月1日から令和7年4月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱又は解任及び後任委員の委嘱又は任命

〔女性委員の割合〕 37.5%

第 8 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 4 月 2 4 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和 7 年 3 月 3 1 日付
伊口 秀樹 (前：紫原中学校長)
井之元 菜瑚 (前：東谷山小学校教諭)
濱田 智美 (前：本名小学校教諭)
山崎 歌織 (前：鹿児島女子短期大学教授)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和 7 年 4 月 1 日付
肥後 昭文 (紫原中学校長)
坂口 菜々美 (東谷山小学校教諭)
上田 結水 (本名小学校教諭)
児玉 むつみ (鹿児島女子短期大学准教授)

〔任 期〕 令和 7 年 6 月 3 0 日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立学校給食センター条例（抜粋）

（運営審議会）

第5条 学校給食センターに鹿児島市立学校給食センター運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、学校給食センターの運営について審議する。

3 運営審議会の委員は、鹿児島市教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 鹿児島市立学校給食センター条例施行規則（抜粋）

（運営審議委員）

第3条 運営審議会の委員は、18名以内とし次の各号に掲げる者のうちから任命し又は委嘱する。

- (1) 市立学校の校長及び教職員
- (2) 市学校保健会会長
- (3) P T A代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 衛生管理機関の代表者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
市立学校の校長 及び教職員	肥 後 昭 文 (前:伊 口 秀 樹)	紫原中学校長 (前:紫原中学校長)
	菊 谷 俊 一	大明丘小学校長
	坂 口 菜 々 美 (前:井 之 元 菜 瑚)	東谷山小学校教諭 (前:東谷山小学校教諭)
	上 田 結 水 (前:濱 田 智 美)	本名小学校教諭 (前:本名小学校教諭)
	新 元 佳 代	吉野中学校教諭
	三 垣 実 樹 子	城西中学校教諭
	大 重 小 竹 代	郡山中学校教諭
市学校保健会会長	上 ノ 町 仁	市学校保健会会長
P T A 代 表 者	早 野 高 敏	広木小学校PTA会長
	河 野 美 里	中名小学校PTA会長
	窪 健 太 郎	西陵中学校PTA会長
	吉 村 恭 子	伊敷中学校PTA副会長
	藤 元 裕 司	谷山北中学校PTA会長
	桑 畑 慎 一	松元中学校PTA会長
学 識 経 験 者	進 藤 智 子	鹿児島純心女子短期大学准教授
	児 玉 む つ み (前:山 崎 歌 織)	鹿児島女子短期大学准教授 (前:鹿児島女子短期大学教授)
衛 生 管 理 機 関 の 代 表 者	新 小 田 雄 一	市保健所長
その他教育委員会が 必要と認める者	山 口 伸 一	教育委員会事務局教育部 保健体育課長

〔任 期〕 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

※網掛けの委員は、令和7年4月1日から令和7年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴い、解嘱及び委嘱するもの

〔女性委員の割合〕 50.0%

新1年生見学パスポートについて

① 趣旨

新1年生の入学を祝うとともに、早い機会に子どもたちの自然・科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう入館料等を免除する。

② 対象施設

科学館、かごしま近代文学館、かごしまメルヘン館、ふるさと考古歴史館、異人館、美術館、西郷南洲顕彰館、かごしま文化工芸村、維新ふるさと館、鴨池海づり公園、桜島海づり公園、平川動物公園、かごしま水族館

③ 有効期限 令和7年4月1日～8月31日

④ 対象者 約5,300人（市内の国立・市立・私立小学校の新1年生）

見 本

🌟 2025年度 にゆうがくおめでとう 🌟
新1年生見学パスポート
 有効期限 2025年8月31日(日)まで

★科 学 館
 ★かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館
 ★ふるさと考古歴史館
 ★旧鹿児島紡績所技師館(異人館)
 ★市立美術館
 ★西郷南洲顕彰館
 ★かごしま文化工芸村
 ★維新ふるさと館
 ★鴨池・桜島海づり公園
 ★平川動物公園
 ★かごしま水族館

なまえ	
がっこう	

★このパスポートは本人しか使えません。
 ★各施設に入るときに、このパスポートを見せると、常設展の入館料・入園料が無料になります。
 ★科学館は宇宙劇場の観覧料も無料です。
 ★海づり公園は釣り料も無料です。
 海づり公園は保護者の同伴(有料)が必要。

《発行》 鹿児島市教育委員会
 電話 227-1926



見 本

8月31日(日)まで何回でも使えるよ！
 ※休館(園)日が休日の時は、翌日が休館(園)です。

あそびに行った施設の☆に色をぬろう！



施設名	住所	電話番号	8/31までの休館(園)日	見学した施設
科学館	鴨池2丁目31-18	250-8511	かようび 火曜日	☆
かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館	城山町5-1	226-7771	かようび 火曜日	☆
ふるさと考古歴史館	しもふくもとちやう 下福元町3763-1	266-0696	げつようび 月曜日	☆
旧鹿児島紡績所技師館(異人館)	ましのちやう 吉野町9685-15	247-3401	なし	☆
市立美術館	しろやまちやう 城山町4-36	224-3400	げつようび 月曜日	☆
西郷南洲顕彰館	かみだつおちやう 上電尾町2-1	247-1100	げつようび 月曜日	☆
かごしま文化工芸村	にしべつおちやう 西別府町2758	281-7175	かようび 火曜日	☆
維新ふるさと館	かじやちやう 加治屋町23-1	239-7700	なし	☆
鴨池海づり公園	よじやう 与次郎2丁目9-12	252-1021	なし	☆
桜島海づり公園	さくらしまよじやう 桜島横山町1722-3	293-3937	なし	☆
平川動物公園	ひらかわちやう 平川町5669-1	261-2326	なし	☆
かごしま水族館	ほんこうしんまち 本港新町3-1	226-2233	なし	☆

令和６年度市立高等学校活性化委員会における意見の集約について

令和７年３月３１日

鹿児島市教育委員会教育長 殿

市立高等学校活性化委員会
委員長 大坪 治彦

令和６年度 市立高等学校活性化委員会における意見の集約

本年度３回実施した本委員会での意見等につきまして、以下のように集約いたしました。

- １ 実施３年目となる本委員会の意見も受けながら、市立三高がそれぞれの学校課題に応じた取組を講じ、活性化を図っている様子が会の中で報告され、各委員から今後の取組等について、以下のような意見や要望が出された。

玉龍高校・・・中高一貫教育を活かした特色ある教育実践の更なる充実を目指し、県外先進校を視察した。その取組を玉龍中・高校の教育課程に反映することについても検討してみたい。今後は、その結果などを踏まえ、さらなる活性化を図るとともに、グローバルな視点をもった海外の学校との連携や探究学習の充実など、よりスケールの大きな教育活動に取り組んでほしい。

商業高校・・・男女共学化により、多様な価値観や能力、そして優れた個性をもつ生徒が集まった。授業でも活発に意見交換がなされる等、学校行事においても大いに活性化が図られ、魅力ある学校を発信することができた。今後も、次年度からの鹿屋体育大学と連携協定等を生かし、新たな学びへの基盤づくりを進めてほしい。

女子高校・・・本委員会での意見・要望等も踏まえ、取り組まれた学科再編については、各学科の学習内容を整理し、卒業後を見越したキャリアパスを明確に打ち出し、学科再編を行うことができた。今後は、学科再編で志願者増加につながるか、学科再編の結果を検証しながらも、女性が活躍する時代を踏まえた、県内外における女性リーダーの人材を育成するような取組を期待したい。

- ２ この３年で、市立三高の活性化策について、学科再編、男女共学化、自己推薦制度の導入等、市立ならではのフットワークのよさを生かして、大きく前進させることができた。次年度以降は、これらの手立ての効果等について、しっかりと検証する必要がある。
さらに、中高一貫教育を発展的に推進するための中高等教育学校の可能性や職員定数増により手厚い指導をめざす単位制導入についても協議したい。

- ３ 今後も、特色を前面に出す中で、本委員会の意見も参考にし、市教育委員会と連携しながら、更なる活性化策に取り組んでほしい。そのためには、各高校だけでなく、市教育委員会の取組についても検証し、改善を重ねる体制が必要であることから、外部の意見を反映できる本委員会は、今後も継続していただきたい。

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の公表について

【鹿児島市】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	47,973	47,651	46,900	46,219	45,243
② 予備機を含む 整備上限台数	55,168	55,168	54,095	53,414	52,438
③ 整備台数 (予備機を除く)	0	31,981	6,950	9,040	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	31,981	6,950	9,040	0
⑤ 累積更新率	0%	66.67%	83.01%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	7,195	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	7,195	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	15%	15%	15%	15%

※①～⑧は未到達年度にあたっては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に整備した端末は、令和 7 年度に更新する。令和 3 年度及び令和 4 年度に整備した端末は、児童生徒数の増減を踏まえて、それぞれ令和 8 年度、令和 9 年度に更新する。予備機は、国の補助金上限の 15% を整備するものとする。

(更新対象端末のリユース・リサイクル・処分について)

○ 対象台数 当該年度の整備台数分 (令和 7 年度予定：31,981 台)

○ 処分方法

- ・ 再使用する端末については、データ消去を行った上で、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の業務用端末として活用することに加え、各学校の実態に応じて活用することを検討している。なお、具体的には端末更新の際に詳細を定める。
- ・ 再使用できない端末については、小型家電リサイクル法の認定事業者へ再資源化を委託する予定である。

○ 端末のデータの消去方法

- ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者へ委託し、法令に則った方法で実施する。各学校の実態に応じて再使用する端末については、教育委員会においてデータ消去を実施する。

○ スケジュール (予定)

令和 7 年 4 月 事業者決定 (端末調達に係る契約に含める)

令和 7 年 9 月 新規に整備した端末の使用開始

令和 7 年 10 月 使用済み端末の事業者への引き渡し

令和 7 年 10 月～ 各学校の実態に応じて活用する端末のデータ消去

【鹿児島市】
ネットワーク整備計画

1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

令和7年2月に当市で独自に実施した各学校のネットワーク調査において、「学校規模ごとの当面の推奨帯域」（文部科学省 令和6年4月、以下推奨帯域）を満たす学校は38校、
32.5％であった。

2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定

本市においては、ネットワークの状況（学校毎のトラフィック及びネットワーク機器の稼働状況等）を常時監視するシステムを構築し、本市職員及び常駐のシステムエンジニアによりリアルタイムに管理する環境を整えている。このことにより、推奨帯域を満たしていない原因を特定できている。

なお、ネットワークに異常が発生した際は、常時監視システムにより速やかに原因を特定し、リモートによる一次対応を実施することで、短時間での障害等の復旧に努めている。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

文科省の示す「学校規模ごとの当面の推奨帯域」の帯域確保に向けて、本市において新たにサービスが開始される10G（BE）回線の検証や複数の回線事業者との比較検証を行ってきた。また、現在、校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合に向けた検討も進めているところである。

令和6年 9月 大規模校（抽出）における複数の回線事業者の実証

令和6年11月～令和7年 1月 大規模校（抽出）における10G回線（BE）の実証

令和6年12月～令和7年 3月 中規模校（抽出）における回線事業者変更の実証※1G回線（BE）

(3) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決方法と実施スケジュール

当市においては、既存回線の帯域について中規模以上の学校において、ユーザ体感調査では問題ないものの、推奨帯域を満たしていないことが確認できている。このことから、当市で行った検証結果をもとに、検証の分析や学校規模、事業者のサービス展開地域、サービス開始時期等を考慮の上、実際のネットワークのトラフィック等を分析しながら、各学校の規模等に応じた推奨帯域を満たすための回線事業者及び回線契約の見直しを令和7年度内において検討する。

令和7年度 回線事業者及び回線契約の見直し

令和8年度以降 校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合

**【鹿児島市】
校務D X計画**

1 本市における校務D Xの進捗状況

令和6年度「G I G Aスクール構想下での校務D X化チェックリスト」の質問項目において「半分以上がデジタル化している」と回答した学校の割合は、以下のとおり「F A X・押印の原則廃止」以外は、全て全国平均を上回っている。

※デジタル庁「校務D Xの取組に関するダッシュボード」令和6年12月

大項目	中項目	重点項目	本市	全国
教員と保護者間の連絡のデジタル化	欠席・遅刻・早退連絡	(1)	81%	76%
	お便りの配信		56%	49%
	調査・アンケートの実施		68%	61%
学校内の連絡のデジタル化	校内での資料共有	(2)	77%	76%
	校内での情報共有		100%	77%
	調査・アンケートの実施		77%	67%
教員と児童生徒間のデジタル化	各種連絡事項の配信		34%	28%
	調査・アンケートの実施		67%	54%
その他	F A Xの原則廃止	(3)	9%	23%
	押印の原則廃止		6%	7%

2 本市の重点項目と具体的な取組

重点項目		課題解決に向けた取組
(1)	・クラウドサービスを活用した「保護者から学校への提出資料の受付」「保護者との日程調整」の実施	・オンライン研修会や管理職研修会における、学習eポータル「まなびポケット」の保護者向けデジタル連絡機能の周知
(2)	・教職員一人一人のニーズ等に応じた研修機会の更なる拡大 ・移動時間等、研修にかかる負担の更なる軽減	・オンライン及びハイフレックス型研修の拡大等、クラウドを活用した研修会や授業研究会等の多様な有効な実施方法の検討
(3)	・学校のF A X対応 ・必要性や根拠を明確にした上での押印の原則廃止	・F A X利用については、クラウドサービス対応に順次切り替え ・押印については、県教育委員会と連携を図り、システムの修正・設定変更等を含め、廃止に向けた検討
	・校務における生成A Iの活用	・「鹿児島市教育委員会～校務における生成A I活用事例集」

3 今後の検討事項

(1) 次世代型校務支援システムの導入

「校務系・学習系ネットワークの統合による円滑なデータ連携」、「校務支援システムのクラウド化によるデータ連携・利活用」の方向性を踏まえた校務支援システムの整備に向けた検討を行い、ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提としたシステム構築を実現し、各種情報の不必要な入力作業の一掃に取り組むとともに、ロケーションフリーで校務用端末を使用し、教職員のニーズに合わせた多様な働き方ができるようにする。

(2) 教育データの利活用

現在、利用しているデジタルドリルや学習eポータル「まなびポケット」に表示されているスタディログ・出欠情報及び「心の健康観察」「ニコニコチェック」等のライフログ等の教育データの活用のためのダッシュボードの構築とその活用を図ることで、個別に最適化された学習支援や指導方法の改善に役立てる。

【鹿児島市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

本市では、「第二次鹿児島市教育振興基本計画」に基づき、技術革新が一層進展し、変化の激しい社会で児童生徒が成長していくために、1人1人の能力や特性に応じたきめ細かな指導を進め、知識・技能を確実に習得させるとともに、それらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等を育成する。

上記の目的のため、児童生徒が、自らの学びを自己調整しながら粘り強く取り組み、学びに向かう力や自己効力感、やり抜く力等の自律的な学びに関する非認知能力も同時に高めていくことが重要であると考えます。

そこで、目指す学びの姿を以下のとおり設定する。

児童生徒が主体的に学習課題、学習方法を設定、選択し、その解決に向けて粘り強く学びを進めることができるようにするとともに、多様な他者と協働しながら自分の考えの質をより高めたり、新たな課題を発見したりして、生涯にわたり自ら学びを進めていくことができるようする。

また、児童生徒が変化の激しい社会を主体的に生き抜き、持続可能な未来社会の創造に貢献できるよう、プログラミングや生成AI等のデジタル技術を、個々の課題を解決するために積極的に活用するとともに、デジタル社会において適切な行動や判断を行う上で必要なデジタルシティズンシップを身に付け、デジタルとアナログの両方の強みを理解した上で、個々の特性に応じてこれらの学習方略を使い分けることができるようにする。

2. GIGA第1期の総括

本市では、学習者用、指導者用タブレットの整備に加え、デジタルドリルやプログラミング教材、情報モラル教材等を整備し、ICT環境の整備と充実を図ってきた。

GIGAスクール第1期において、学校での授業では、1人1人がタブレット端末を使って互いの様々な考えや意見を電子黒板等を活用しながら共有して意見交換したり、自ら撮影した画像やデジタル教材等を自らの考えを表現するために活用したりするなどの学習活動が日常的に行われるようになっている。

また、学校だけでなく家庭や児童クラブにおいても、タブレット端末を持ち帰り、デジタルドリルで自分の理解度に応じて主体的に学習に取り組むなど多様な場面での活用が進んでいる。

これらにより、本市の小・中学校の生徒の約9割が、タブレットを活用することで「分からなかったことがあった時に、すぐに調べることができる」、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」と答えており、学習における一定の効果が認められている。

※令和6年度「全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）」

GIGAスクール第2期においては、第1期の成果を踏まえ、デジタルとアナログとのベストミックスを図った教育実践の更なる積み上げに加え、全国学力学習状況調査結果を基に、より向上を図るべき項目として授業における「自分で調べる場面」、「特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」等においても更なる効果的な活用が図られるようにする。

また、教育データや生成A I の効果的な活用等が図られるようにしていく必要がある。

3. 1人1台端末の利活用方策

G I G A第2期においては、以下の5つの視点から1人1台端末の効果的な利活用推進に努めたい。

- (1) 児童生徒が問題解決の際に、自分の特性や理解度・進度に応じて、デジタル教材やクラウドツール等を選択して学びを深めていく授業モデルの創出と学習環境の更なる充実を図る。
- (2) リーディングD Xスクールや市研究協力校等のモデル校等を中心に、児童生徒自身が学習eポータル（まなびポケット）等において表示される学習データ等を活用して、自らの学びを調整し、考えを深める実践事例等を創出し、市内小・中・高等学校で共有する。
- (3) 国のガイドラインに基づきながら、児童生徒が生成A I の仕組みや注意すべき点等を理解した上で、生成A I を適切に利用して、自己の学びや学習計画の作成に生かす授業実践の研究と実践に努める。
- (4) 端末を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、いじめや不登校の予兆を早期発見・早期支援できるようにするとともに、日本語指導が必要な児童生徒及び障害のある児童生徒等を含め、全ての児童生徒に対し、学びの幅を広げ、学習機会を保障する。
- (5) プログラミング教育等の先進技術等に関する学習活動を充実しながら、デジタル社会において適切に行動し、活躍できるための児童生徒の情報活用能力の更なる育成を図る。

少年自然の家の食堂の食事代の改定について

1 改定の趣旨

令和７年度の本所食堂での食事代については、令和６年度の食材等全般、特に米価の高騰及び人件費の上昇により、既存の単価では質や量が維持できないことが予想された。

そこで、食材や量の一部見直しも含めた食事代単価の改定を検討することとなり、近隣類似の青少年社会教育施設の動向を確認し、下記の表のとおり食事代の改定を行った。

2 改定額等

(1) 改定額

区 分		内 容	食事料金（単価：円）		
			現 行	改定後（引上げ）単価 （ ）は現行との差額	
食 堂	一 般	朝 食	450	460	(10)
		昼 食	610	660	(50)
		夕 食	740	770	(30)
		弁 当	610	660	(50)
	幼 児	朝 食	390	390	—
		昼 食	550	550	—
		夕 食	620	620	—
		弁 当	450	450	—
野外炊飯		朝 食	410	420	(10)
		カ レ ー	600	650	(50)
		豚 汁	600	650	(50)
		バーベキュー	980	利用者と食堂で直接相談	

(2) 改定日

令和７年４月１日